

令和5年第8回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和5年8月25日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第8回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和5年8月25日（金） 午後3時00分から 午後3時50分まで	
開 催 場 所	産業文化センター 2階 第3研修室兼集会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和5年第8回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和5年第8回朝霞市農業委員会総会

令和5年8月25日（金）

午後3時00分から

午後3時50分まで

産業文化センター2階 第3研修室兼集会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

17番 浅川 秀雄 委員 19番 小寺 昌 委員

3 提出議案

議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第28号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

議案第29号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

議案第30号 朝霞市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に対する意見について

4 諸報告

(1) 報告第8号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会 長 代 理	秋山 磨弥
委 員	橋本 広明
委 員	栗原 昌章
委 員	石原 実
委 員	富岡 勇一
委 員	高野 正芳
委 員	渋谷 昇
委 員	金子 靖彦
委 員	渡邊 忠
委 員	高麗 俊一
委 員	高橋 秀明
委 員	千田理恵子
委 員	野島 一
委 員	須田 哲也
委 員	蕪木 勝美
委 員	高野 政江
委 員	浅川 秀雄
委 員	小寺 昌
委 員	高橋 吉久

欠席委員（1人）

会 長	高橋 隆
-----	------

事務局

事 務 局	事 務 局 長	星加 敏昭
事 務 局	局 次 長	増田 高志
事 務 局	専 門 員	佐藤 たかみ
事 務 局	主 任	佐藤 辰準

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・星加事務局長

（皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和5年第8回朝霞市農業委員会総会を開催します。

本日ですが、高橋会長が昨日から体調を崩しており、本日は欠席となります。会長欠席により朝霞市農業委員会会議規則第15条により秋山職務代理に議長をお願いいたします。

それでは、秋山職務代理ごあいさつをお願いいたします。

○秋山職務代理

みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、朝霞市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。大変不慣れではございますが、本日会長欠席のため、議長を努めさせていただきますので、皆さまご協力をお願いいたします。8月もあと1週間で終わりますが、まだまだ暑い日が続きます。天気予報によると8月いっぱいまで30度を超えるということなので、皆さまも農作業をされる時は熱中症に気を付けて、水分補給や休憩を取りながら農作業をしていただきたいと思います。

先日、高校野球、甲子園が終わってしまったのですが、107年ぶりに慶応高校が優勝したということで、私も仕事をしながら、楽しみに観戦をしておりましたが、高校野球も終わってしまって夏の楽しみがもう終わってしまったなという感じです。

それでは、本日、提出議案が6事案ほどございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○事務局・星加事務局長

秋山職務代理、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を秋山職務代理、よろしくをお願いいたします。

○秋山職務代理

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

始めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

17番 浅川 秀雄 委員と19番 小寺 昌 委員のお二人をお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第25号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とい

耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人は現在する農地はすべて耕作及び保全管理されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人またはその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人は年間のほとんどを農業に従事しており、また、農業経営状況調査においても年間300日農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲り受け人の世帯は130アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用影響を及ぼすかどうかですが、これまでと同様に水稻を耕作することから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、約15分であり問題ありません。

1つ気になる点がありまして、朝霞の北原に所有されている農地が除草剤は散布されているみたいですが、長期間トラクターで耕耘された形跡がなく、当然、耕作も長期間されていないようです。耕作者が4人もいて管理不足が気になりますので、当該農地の耕耘だけでもしていただきたいと思っております。

申請地の位置ですが、2ページをお開きください。

朝霞駅東口から秋ヶ瀬通りをさいたま市方面に2.7キロほど進むと、「内間木公民館前」という交差点がありますので、そこを左折します。400メートルほど進むと右側に旧あさか野農協内間木支店がありますので、そこを斜め右に入り、朝霞第五中学校方面へ進みます。350メートル先の武蔵野線の高架の下を通り過ぎて最初の丁路地を右折し、130メートル先の右側に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

では、議案第25号につきまして、何かご質問がございますか。

○高野委員

先程、須田委員より何年間も耕耘されていないということなので継続した方がいいのではないかと。

○事務局・増田主幹

申請者は和光市の方で、状況だけ報告すると、ご本人が直接申請書をお持ちになったので、全ての農地がきちんと管理されているか現地調査を行いますよと事前に伝えた際に、大丈夫ですよと本人もおっしゃっていたので、継続というよりは、耕耘してもらったうえで認めるということで進めたいのですがいかがでしょうか。

○高野委員

みなさんはいかがでしょうか。

○須田委員

それは、耕作したことを確認してから許可を出すということによろしいか。

○事務局・増田主幹

その通り。ただ、継続というよりは後日、写真で確認するということによろしいか。

○事務局・星加事務局長

一度整理しますと、事務局の方で働きかけをさえていただき、許可に当たっては北原の土地についても耕作してもらいたい旨を伝え、その確認を事務局の方で取ったうえで、許可を出すということによろしいでしょうか。

○秋山職務代理

他にご意見ございますか。

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第25号につきましては、許可と決しました。

次に、議案第26号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・佐藤主任

それでは4ページをご覧ください。

議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和5年8月25日提出。

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字上内間木字■■■■■■■■ 田 畑 1 1 1 平方メートル

大字上内間木字■■■■■■■■ 田 畑 5 0 9 平方メートル

大字上内間木字■■■■■■■■ 田 畑 4 7 9 平方メートル

大字上内間木字■■■■■■■■ 田 畑 1 0 9 平方メートル

大字上内間木字■■■■■■■■ 田 畑 3 6 3 平方メートル

大字上内間木字■■■■■■■■ 畑 畑 7 0 4 平方メートル

⑤被害防除が適当か否かについては、申請地駐車場を砂利敷とし、周囲に土砂等の流出を防ぐための安全鋼板土留を配することから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、5ページをお開きください。

朝霞駅東口から、県道朝霞蕨線をさいたま市方面へ進みます。2キロほど進むと「花の木」交差点がありますが、さらに秋ヶ瀬橋方面へ進み、「あさか福祉作業所入口」交差点を斜め手前に右折します。約300メートル進んだ右手が、今回の申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○秋山職務代理

議案第26号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですので、お諮りいたします。本件を許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第26号につきましては、許可相当することに決しました。

次に、議案第27号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・佐藤主任

それでは7ページをご覧ください。

議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

令和5年8月25日提出。

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、の順に上から申し上げます。

浜崎■■■■■■■■ 畑 畑 220平方メートル

浜崎■■■■■■■■ 畑 畑 462平方メートル

相続人、 浜崎■■■■■■■■ ■■ ■■

被相続人、浜崎■■■■■■■■ ■■ ■■

相続開始年月日 令和5年2月25日

農業経営開始年月日 令和5年2月25日

証明を必要とする理由

被相続人及び農地等の相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者であること。

調査説明委員、小寺 昌 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

以上でございます。

○秋山職務代理

では、議案第27号につきまして、小寺 昌 委員に、調査結果の説明をお願いいたします。

○小寺委員

相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する調査は、8月22日に行って来ました。

土地の所在地、地目・面積、相続人・被相続人の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

この申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するためのものです。

はじめに、相続人が農業を営む意志があるか否かについてですが、相続人の■■氏に話を伺ったところ、今後も引き続き農業を営んでいくということでした。

次に、申請者の所有する農地の耕作状況について申し上げます。

申請人の所有する農地は、現状、作付け準備中であり、適切に農地を管理していることを確認しております。

申請地の位置ですが、8ページをお開きください。

北朝霞駅東口のロータリーから産業文化センターに向かい、最初の十字路交差点を左折します。そこから60メートル進むと十字路交差点がありますので、そこを右折し、100メートル進んだ左側が申請地になります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○秋山職務代理

議案第27号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですので、お諮りいたします。本件を適格者として証明することに、ご異議ございませんか。

であったかどうかであります、生前、本人は露地野菜を中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしておりました。

申請地の位置ですが、11ページをお開きください。

朝霞市役所前の公園通りを根岸台方面に進みます。東上線の下をくぐると「第二小学校入り口」という県道と和光志木線と交わる交差点に出ます。そこを直進し、350メートルほど進むと「根岸台2丁目交差点」がありますので、そこを直進します。そこから250メートルほど進むと押しボタン式信号の十字路交差点がありますので、そこを左折し、「第2小学校正門前」の丁路地を左折します。そこから道なりに200メートルほど進んだ右側が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○秋山職務代理議案第28号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第28号につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として認定することに決しました。

次に、議案第29号「生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について」を議題といたします。それでは事務局、議案の朗読をお願いします。

○事務局・佐藤主任

それでは13ページをご覧ください。

議案第29号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

令和5年8月25日提出。

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

次の14ページをご覧ください。

今回の議案の案件に係る生産緑地地区につきましては、変更概要書にお示しした6地区となっております。

この生産緑地地区につきましては、次の15ページから20ページまで、それぞれ担当課でありま

す、みどり公園課より案内図が添付されております。

以上でございます。

○秋山職務代理

本議案は、生産緑地法施行規則第1条に基づき、別紙変更案について農業委員会に対し意見を求められたものでございます。

議事日程14ページ、変更概要書をご覧ください。

14ページの生産緑地地区について、意見を求めます。

意見はございますでしょうか。

(「意見なし。」との声あり。)

ただ今、「意見なし。」との発言がございました。

今回の変更案については、「意見なし。」で決定してよろしいかお諮りします。

(「異議なし。」の声あり。)

ご異議がないようですので、左様、決定いたしました。

次に、議案第30号、「朝霞市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)」に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局議案の朗読をお願いします。

○事務局・佐藤専門員

農業経営基盤強化促進法とは、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、規模の拡大などにより農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して総合的に支援しようとするもので、平成5年に制定された法律で、内容は

- ① 担い手を育成するための仕組み(認定農業者制度)
- ② 安心して農地を貸せる仕組み(農地利用集積円滑化事業)となっております。

今回、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年6月30日に県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が改正されたことから、改正を行ったものでございます。

県基本方針と市基本構想ですが、農業経営基盤強化促進法に基づき、県段階では基本方針を、市段階では基本構想を定めることになっております。

今回の市基本構想の変更点でございますが、

- ① 法改正に伴う農業を担う者の確保及び育成を図るための考え方を記載いたしました。
- ② 基本構想（案） 8 ページの第 4 「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」を新たに設け、農業を担う者の確保及び育成を図るための考え方を記載しております。

②人・農地プランや利用権設定等促進事業の記載の見直しをいたしました。

地域計画が法定化されたことから、人・農地プランに基づく表現から地域計画の趣旨に即した形に変更し、これに伴い、農地の集積・集約化の手法から利用権設定等促進事業を削除しました。

基本構想（案）の 10 ページ、第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項の 1 「利用権設定等促進事業に関する事項」を削除し、同じく 1 として新たに地域計画について、地域計画の区域の基準や協議の場の設置の方法等を記述しております。

今後の手続きですが、農業委員会及びあさか野農業協同組合に意見照会を行った後、埼玉県知事との協議ということで、さいたま農林振興センターと協議を行い、同意を得たのち公告を行う予定です。

説明は以上です。

○事務局・星加事務局

分かりづらいので補足させていただきますが、今回、人・農地プランから地域計画というものに移行するにあたって、市の方である程度構想を作らなきゃいけないよと国から示されております。

今のところ、市の基本構想について、特に国から指定されたものに特別なものを加えたようなものはございませんが、今後、地域計画を作成していく中で、具体的なものをみなさまにお示ししていくこととなりますので、その際は分かりやすく説明していきたいと思っております。

今回は、構想段階なので文言だけになっていて非常に分かりづらいですが、大きい変更点として、人・農地プランから地域計画への移行の手続きの一環ということになります。

○秋山職務代理

では、議案第 30 号につきまして、何かご質問がございますか。

○高橋委員

削除している部分があるが、人・農地プランから地域計画に移行するうえで、消した部分も残しておいて、内容を比較しないと理解できないのではないかと。

○事務局・星加事務局長

本来であれば、新旧対照表でお示しできれば一番良かったが、見づらいものになっており申し訳ございません。

○事務局・佐藤専門員

下線が引いて部分が新しく追記されたところです。文字がちょっと薄く、文字の下に線が引いてあるところが、新しく加えた部分になります。

○事務局・星加事務局長

先程ご説明したとおり、利用権設定部分が全部削除になっていて、新しく地域計画の生みのものが追加になっているという考えのものです。

○千田委員

農地バンクと利用権設定が一本化する関係で無くなるということでしょうか。

○事務局・増田主幹

農地中間管理機構で農地バンクを管理する関係で利用権設定が廃止となります。

○事務局・星加事務局長

短時間で理解することは難しいと思いますので、何かご不明点がありましたら事務局までお知らせください。

○秋山職務代理

他にご質問ございますか。

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。

本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

ご異議が無いようですので、本件を原案のとおり決しました。

次に、諸報告を行います。

(1) 報告第8号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。

(1) 次回の農業委員会総会の日程については、10月25日(水)午後3時からです。

場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第8回農業委員会総会を終了いたします。


~~~~~ 総会后 ~~~~~

○事務局・星加事務局長

秋山職務代理、ありがとうございました。

次に、事務局から事務連絡がございます。

( 事務連絡 )

その他、皆さんからなにかございますか？

なければ終了いたします。ありがとうございました。

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

17番 浅川 秀雄 委員

19番 小寺 昌 委員

令和5年9月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員